

# 「芦屋市消費者教育推進計画」を策定しました

＜平成29年度～平成31年度＞

問い合わせ 経済課消費生活係 ☎38-2179

インターネットで手軽に多様な商品を買えるようになり、クレジットカードや電子マネーでも支払うことができるなど、私たちの暮らしは日々便利になっています。

一方で、インターネットを利用したトラブルや、悪質商法、犯罪行為等も増えてきています。子どもから高齢者まで、全ての消費者が安全・安心に生活できる社会を実現するため計画を策定し、消費者教育の推進に取り組みます。

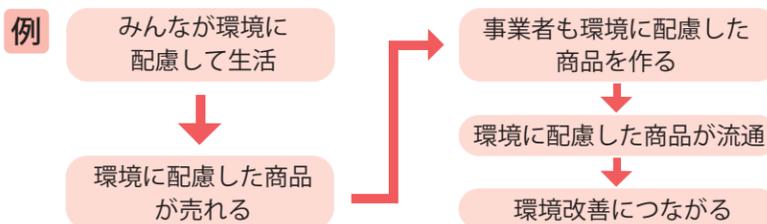
## 計画の目標

自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な**消費者市民社会**を実現する

### 「消費者市民社会」とは？

私たちは、誰もが「消費者」です。買い物をしたり、サービスを受けたり、日常的に行う消費活動は、1人1人が社会情勢や地球環境のことなどを考えて、適切な選択をすることにより、社会全体に影響を与える力を持っています。

将来にわたり、すべての消費者が安全・安心に生活できるように、自分のことだけでなく、消費活動が世の中に影響を与えることを自覚し、適切な選択をする社会を「消費者市民社会」といいます。



## 基本施策 1

消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

子どもには、家庭や学校教育を通じて、スマートフォンの正しい使い方を学ぶ機会を提供し、高齢者や障がいのあるかたには、最近流行している悪質商法の情報を提供するなど、消費者の年齢や、消費者を取り巻く環境にも配慮して、必要な時期に、適した消費者教育を受けられるよう推進します。



有料サイト利用料が未納です。払わないと裁判になります。

よくある「架空請求」の例

## 基本施策 2

参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上

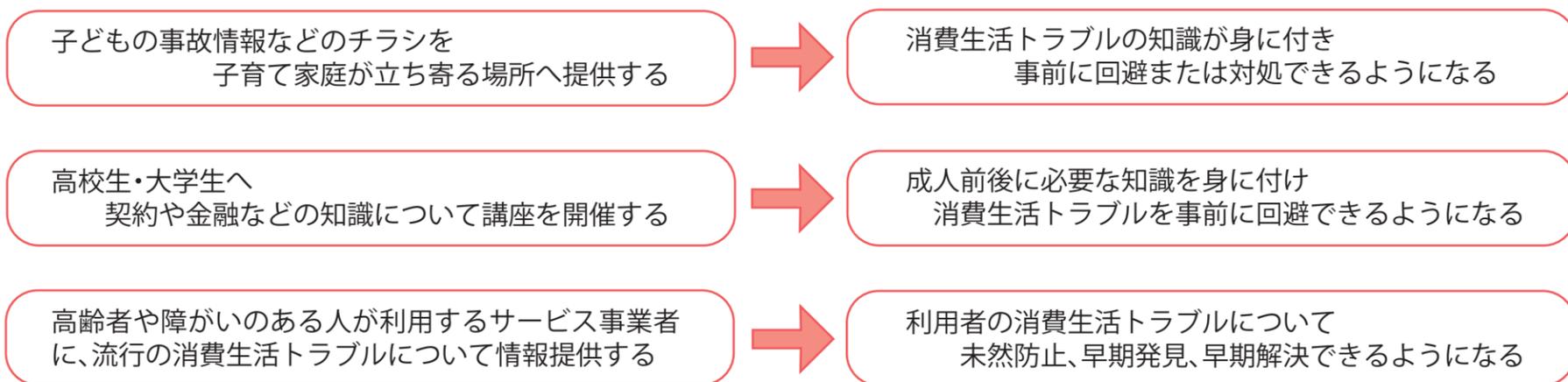


福祉や子育て関連イベントなどと連携し、消費生活トラブルの啓発を行い、サービス事業者や専門相談・支援機関などへ消費生活トラブル情報等を提供し、地域全体の消費者力を向上させ、安全で安心な地域社会を目指します。

市民の自主的な活動なども支援し、市民の参画と協働による消費者教育を推進します。

## 具体的な取り組み例

目標達成に向けて、基本施策に沿って具体的な取り組みを行います。



## パブリックコメントへのご意見、ありがとうございました。

■募集期間 平成28年10月1日～31日 ■提出件数 2人・6件  
 ■意見の対応区分とその件数 意見を反映 2件／実施にあたり考慮 0件／原案に考慮済み 3件／説明・回答 1件

【意見の要旨と市の考え方】※計画の詳細およびその他のご意見は、市ホームページでご覧いただけます。

### ◆「全体」について

「消費者を守る」観点からの計画になっているが、消費者として最低限必要なマナーが守られていない現実もある。消費者が店やサービスに与える影響やマナーについても、消費者教育の考えとして取り入れることも必要。

### ◇市の考え方(原案に考慮済み)

計画の目標である「消費者市民社会」の実現に向け、環境や年齢に応じた消費者教育を推進していくことで、消費者として最低限必要な知識を身に付け、自分のことだけでなく、消費活動が世の中に影響を与えることも学ぶことができると考えています。

### ◆「計画策定の趣旨」について

消費者教育推進法第1条で「消費者教育が消費者の権利である」と定めているが、計画に「消費者の8つの権利」の記述がない。原点を記述し、基本理念を押さえたものにすることが必要。

### ◇市の考え方(意見を反映)

消費者基本法で規定されている「8つの権利」を掲載するとともに、権利を獲得する表裏の関係として、国際消費者機構(CI)が提唱している「消費者の5つの責任」についても掲載します。